

2024 年 12 月 23 日

社会福祉法人 瑞祥会

社会福祉法人 ルボア

理事長 樫村 恵子 殿

U A ゼンセン



永島 智子



U A ゼンセン総合サービス部門



坂田 浩太



U A ゼンセン香川県支部



三屋 智広



U A ゼンセン瑞祥会・ルボアユニオン

委員長 船川 健吾

2025 年度労働条件に関する要求書

私たちは、U A ゼンセンならびに総合サービス部門および当組合の決定に基づき、標記の件について別紙の通り要求します。

なお、この件についての第 1 回団体交渉を 1 月 7 日までに行うよう申し入れます。

記

I. 2025 年度 賃金改定に関する要求内容

1. 賃上げ額

(1) 正社員組合員

1) 所定内賃金引上げ

全組合員の所定内賃金を1人当たり11,000円引き上げること

2) 手当の改正

① 通勤手当

ア) 4km未満に一律1,000円支給すること

イ) 瑞祥会給与規程別表7およびルボア給与規程別表6の支給額を各1,000円引き上げること

② 皆勤手当の新設

一ヶ月ごとに5,000円支給すること

③ 技能実習生担当手当、兼務手当の新設

(2) パートタイム組合員

1) 1人当たり時給を80円引き上げること

2) 手当の改正

① 通勤手当

ア) 4km未満に一律1,000円支給すること

イ) 瑞祥会給与規程別表7およびルボア給与規程別表6の支給額を各1,000円引き上げること

② 皆勤手当の新設

一ヶ月ごとに5,000円支給すること

2. 賃金制度

(1) 正社員組合員

定年まで昇給させること

また、そのために給料表を改正すること

(2) パートタイム組合員

昇給制度を新設し、時間給基準表の上限金額を撤廃すること

(3) 定年再雇用後の組合員

定年前の基本給を支給することとし、定年後の就業規則、給与規程等の素案を提示すること

Ⅱ. 2024 年 期末一時金に関する要求内容

1. 正社員組合員

(1) 要求月数

年間 5 ヶ月とすること

(2) 算定基礎賃金

算定基礎賃金項目は以下のとおりとすること

・ 基本給 ・ 役職手当 ・ 資格手当 ・ 扶養手当

2. パートタイム組合員

(1) 全てのパートタイム組合員に対し、同一労働同一賃金に基づいた支給額の一時金制度を導入すること

(2) 要求額

1) 現在一時金が支給されているパートタイム組合員については、正規職員と同視すべき働き方をしているため、正規職員と同様の基準で支給すること

2) 現在一時金が支給されていないパート組合員に対する支給額を年間 2.0 ヶ月とすること

Ⅲ. 労働時間の短縮・改善に関する要求

1. 正社員組合員の年間休日数を 108 日から 111 日とすること

2. パースデイ休暇の新設

3. 採用月より年次有給休暇を付与すること

4. 積立年次有給休暇取得要件の拡大

① 子の学校等の行事参加

Ⅳ. あらゆる就業形態における公正処遇の実現に関する要求

1. 住居手当について、正規・非正規を問わず、本人が賃貸契約を結んでいる組合員には支給すること

また、瑞祥会給与規程第 14 条（4）およびルボア給与規程第 16 条（4）「申請者が単身者である場合、勤務する事業所より 20km 以内における親の住居状況」については、時代背景も照らし合わせ、これを削除すること

Ⅴ. その他

1. 始末書を提出した職員の減給や昇給停止についてのルールを労使で協議し、規定化すること

2. 夜勤の就業時間を統一し、事業所間の休日数の差を無くすこと。

3. 残業代を適切に支給すること

ここでいう「適切」とは、労基法第 24 条ならびに 37 条、および行政通達（通達昭和 63 年 3 月 14 日基発第 150 号）に則るとともに、始業時刻から退勤時刻（終業時刻ではない）までを労働時間として記入させることも含む

Ⅵ. 実施月度

実施開始は 2025 年 4 月度とすること

Ⅶ. 解決目標日

2025 年 3 月 31 日までに解決すること

以上